



オフィスから望む立川市内の眺め

当オフィスをご紹介します

立川駅北口から徒歩圏内にあり、知的財産に関するコンサルティングおよび知的財産業務および社内運用に関する業務委託をお受けしています。

- 知的財産関連教育、ご相談をお受けします
- オープンソースソフトウェアをはじめとした他人の著作物を利用する際のアドバイスをいたします
- 知財関連の条項を含む契約書等の内容検討および契約書案の作成をいたします
- 御社権利の管理など知的財産担当業務のアウトソーシング（外部委託）をお受けいたします
- 公開公報をベースとした知的財産に関する公知例調査、市場調査をいたします
- 必要に応じて特許庁への出願対応および通知などの取次をいたします。

地域振興に貢献します

知的財産を知ろう

知的財産とは特許権のような発明だけではなく、著作物にかかる著作権や商品名などの商標権もあります。当オフィスは分かり易くを心がけ、親しみやすいサービスを提供いたします。

お問い合わせ先

電話: 050-5278-9725
電子メール: info@chisou.digick.jp
Web: chisou.digick.jp



© 2016 オフィス知想



オフィス知想

東京都立川市高松町3-14-11
マスターズオフィス立川 804



オフィス知想

あなたの会社の知的財産担当
としてご活用ください。



知的財産は諸刃の剣 正しく使っていますか？

他人の権利を侵害していませんか？

特許権、実用新案権、意匠権、商標権そして著作権といった知的財産権は自らが成した創作や信用といった形のない資産を守るための強力な武器になります。

あなたは日々の業務の中で培った大切な権利をみすみす取りこぼしてはいないでしょうか？

また、目に見えないばかりに知らず知らずのうちに他人の権利を侵してはいないでしょうか？

知的財産のこと、正しい認識をもって取り組む必要があります

雑誌の気に入った写真を自社のブログに掲載した、街で見かけた玩具が面白かったので同じような企画書を客先に提出した、これくらいなら大丈夫だろうと思ってやってしまったことはありませんか？

日本でも特許権侵害にもとづく 販売差止や、著作権侵害を指摘されて閉鎖を余儀なくされたサイト運営会社の例があります

権利侵害は、たとえ知らなくても…

法律では他人の権利が存在することを知らなかったとしても、権利範囲の行為をすれば権利侵害したとみなされてしまいます。もしもそうなれば製品が販売できなくなったり、風評被害などで取引先に迷惑をかけてしまうかも知れません。

そうならないために

これからやろうとしていることについて問題がないか、あらかじめ確認しましょう。すでに他人の権利があることがわかったら回避する方法を考えるか、権利者から許諾を得ましょう。

もちろん自身の権利も大切です

自身の権利を確保することは事業の上で最も重要です。しかしながらその権利で本当に競合他社を抑えられるのかどうかはまた別の話なのです。その権利を確保する前から意識して真に使える権利となるように努力することが不可欠です。



リラックスした雰囲気です（休暇村奥武蔵にて撮影）

長年大手電機メーカーの知的財産部に所属し、研究所やパソコン関連の知財部を歴任。ソフトウェア系、構造系およびビジネスソリューション系の幅広い経験と知識により御社をサポートします。

当オフィスを選ぶ理由

- 安価な費用であなたの会社の大切な資産である知的財産を管理することができます
- 立川駅近に事務所がありますので都心など遠方まで出向く必要がありません
- 自らもメーカー勤務した経験を活かし、法律面だけでなく技術者側の目線に立って課題の解決を提案いたします
- 当オフィスは、特許庁対応を主要な業務とする特許事務所とは異なり、知財関連業務のコンサルティングを提供する事務所です